

令和 3 年 6 月議会

生活環境委員会 議案説明資料

I. 一般議案

○ 議案第165号 交通事故による損害賠償額の決定について

1 頁

令和 3 年 6 月

道路下水道局

議案第165号

交通事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、交通事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

交通事故による損害賠償額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

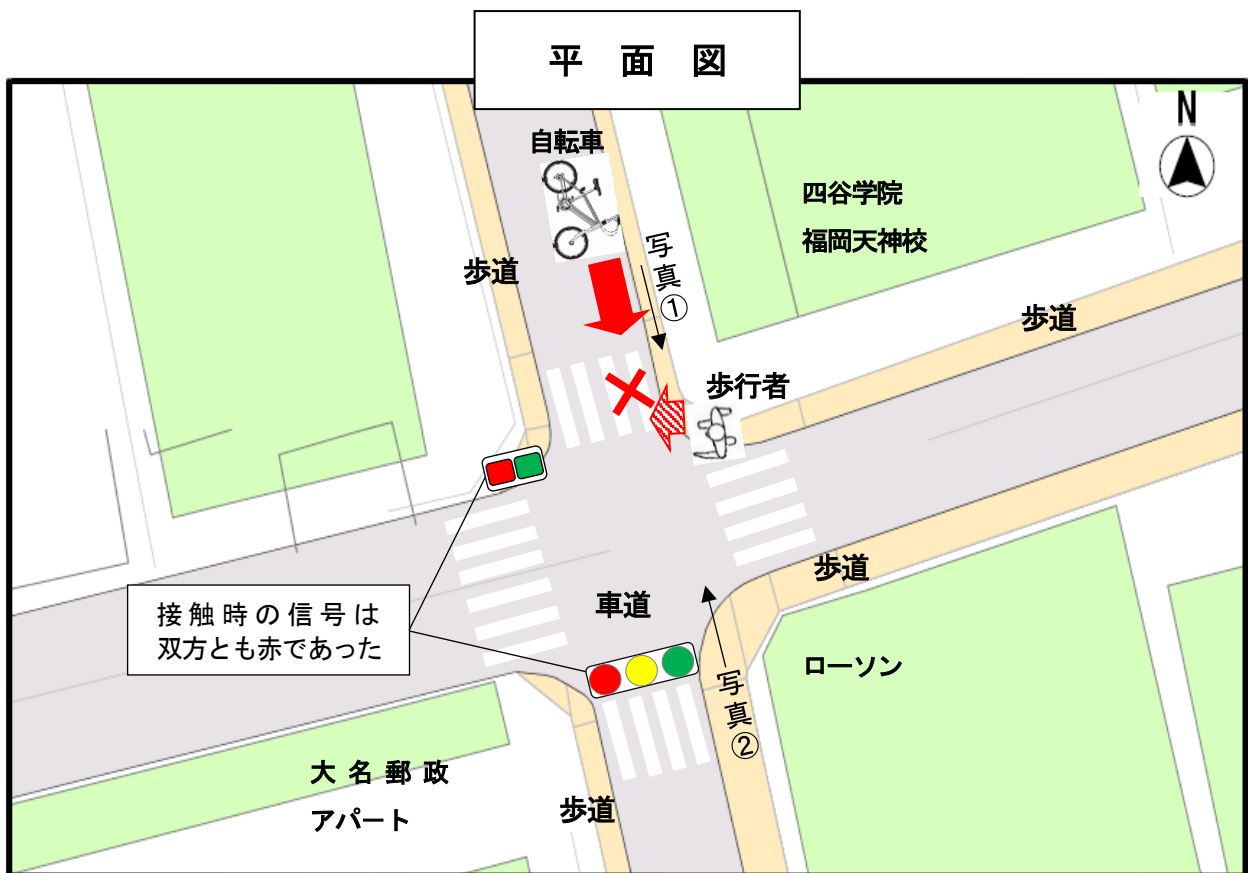
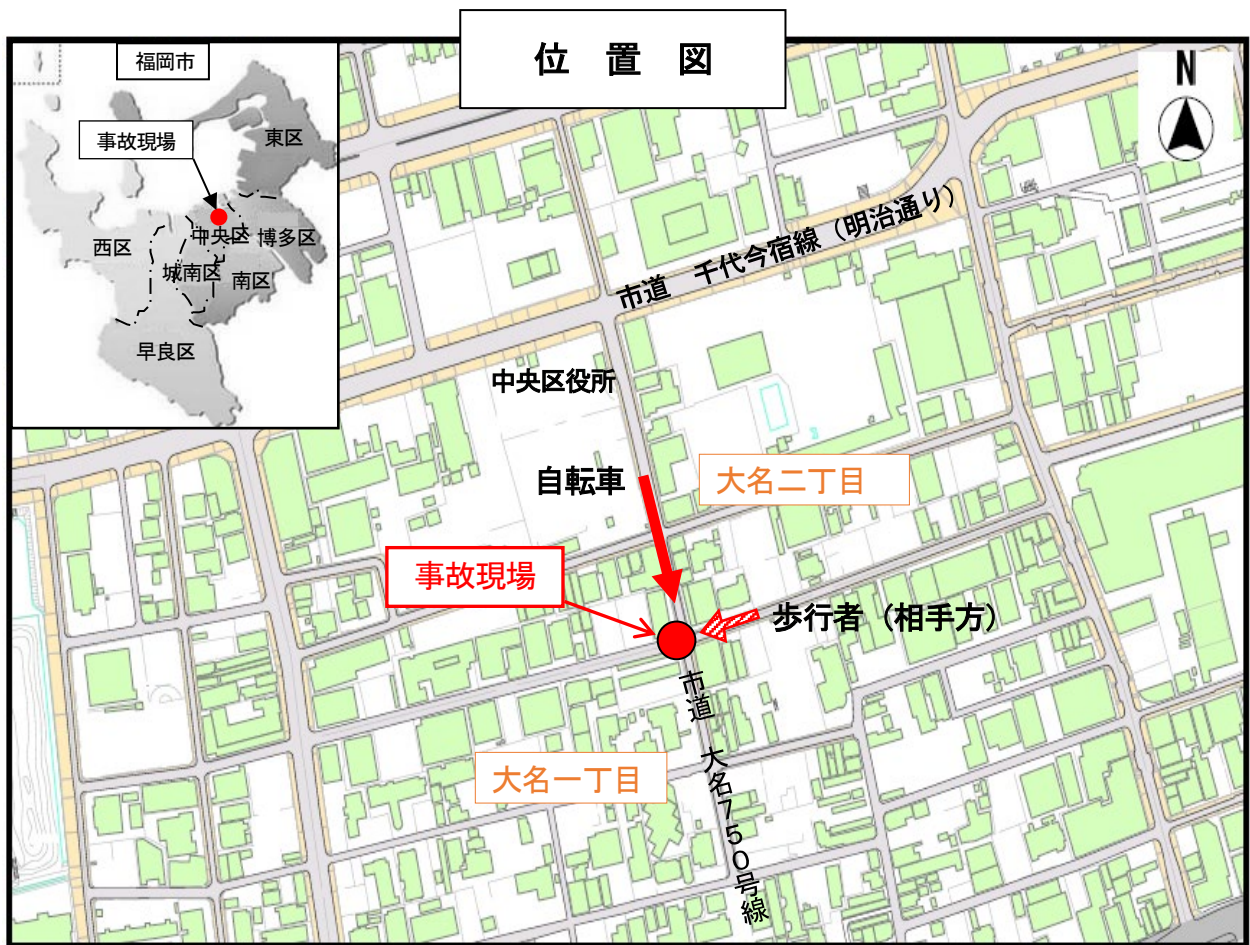
損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれがある情報については、掲載していません。	5,147,146円

2 事件の概要

令和元年9月25日午後1時頃、中央区役所地域整備部道路適正利用推進課所属の嘱託員が、業務のため同課所管の自転車を運転中、市内中央区大名二丁目1番24号付近の交差点を直進しようとした際、左側から横断歩道により当該交差点を横断中の相手方〇〇〇氏と接触し、同人を負傷させ、損害を与えたものである。

事 故 報 告 書

事故発生日時	令和元年 9 月 25 日（水曜日） 午後 1 時頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市 中央区 大名二丁目 1 番 24 号付近の交差点		
相手方	住所	（※）福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれがある情報については、掲載していません。	
	氏名	（※）福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれがある情報については、掲載していません。	
事故の概要	<p>令和元年 9 月 25 日午後 1 時頃、中央区役所地域整備部道路適正利用推進課所属の嘱託員が、放置自転車撤去業務のため、同課所管の自転車を運転して市内中央区天神二丁目地区へ向かう途中、同区大名二丁目 1 番 24 号付近の交差点に北側から進入しようとした際、当該交差点を東から西に歩行中の相手方〇〇〇氏と接触し、同人を負傷させ、人的損害を与えたものである。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	急性硬膜外血腫、左側頭骨頭頂骨骨折、急性硬膜下血腫、脳挫傷 〔 損害額（治療費、後遺障害慰謝料、入通院料等） 6, 433, 932 円・・・(A) 〕
		物的損傷	なし
	市側	人的損傷	胸部打撲
		物的損傷	なし
過失割合	相手方 2 割	本市 8 割・・・(B)	
損害賠償額	(A) × (B) 5, 147, 146 円		



事故現場



写真 ①



写真 ②